

「減価償却応援」平成15年度法改正対応版 概要(Ver.5.1)

「減価償却応援 Ver.5.1」での対応内容をご案内します。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・減価償却・資産管理顧問 Ver.3.5 *、減価償却応援 Ver.4.0 *、5.0 * スタンドアロン版
減価償却・資産管理顧問 Ver.3.1 *、減価償却応援 Ver.4.0 *、5.0 * ネットワーク版

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

2. 改正内容

別表十六の様式等の変更

連結納税制度の開始に伴い、平成15年度別表十六関係の様式が変更されました。

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(五)、別表十六(六)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設

青色申告書を提出する中小企業者等が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に少額減価償却資産(取得価額が30万円未満(現行10万円))の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、当該少額減価償却資産の取得価額全額の損金算入(即時償却)ができる措置が講じられました。

情報通信機器の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人(個人)が平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、一定のIT関連設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合に、平成15年4月1日以後に終了する事業年度において、取得価額の50%の特別償却と取得価額の10%の特別税額控除(当期の法人税額の20%相当額を限度とし、税額控除限度額については1年間の繰越しを適用)との選択適用を認める制度が創設されました。

特別償却の付表(五)「情報通信機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」は未対応です。

開発研究用設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人が平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に、一定の開発研究用設備の取得等をして、国内にある開発研究の用に供した場合に、平成15年4月1日以後に終了する事業年度において、取得価額の50%の特別償却の適用を認める制度が創設されました。

特別償却の付表(十一)「開発研究用設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」は未対応です。

3. システムの変更内容

別表十六の様式追加

別表十六(一)(二)(五)(六)の平成15年度改正後の様式を追加します。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設への対応

(1)少額減価償却資産用勘定を追加(新規作成会社用)

新規作成会社用に、償却資産申告用種類を設定した30万円未満少額減価償却資産用の勘定マスタを用意します。なお、現在使用中の会社データには、少額減価償却資産用の勘定マスタは追加されませんので、お客様が勘定コピーを行い、少額減価償却資産用の勘定を作成してください。

(2)減価償却計算用種類が同じ勘定の期中取得資産の償却方法を一致させる仕様の削除

勘定コピー画面で期中取得資産の償却方法を変更した場合等に表示されるメッセージ、及び勘定コピー後に、コピー元とした勘定の期中取得資産の勘定方法を「原則法」に戻す等の処理がなくなります。

(3)別表十六(一)(二)の機能追加

少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付に代える場合、備考欄に制度適用などの一定の事項が印刷できます。また、少額30万円未満少額減価償却資産の取得価額の集計ができます。

(4)減価償却費計算書の機能追加

少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付に代える場合に、少額減価償却資産用の勘定を指定することができます。また、少額30万円未満少額減価償却資産の取得価額の集計ができます。

(5)法人税顧問への連動

別表十六(一)(二)について、備考欄を自動連動します。

減価償却応援 Ver.5.1では、法人税顧問平成14年度版以降(Ver.H14.1 *以降)が連動の対象になります。

4. その他の変更内容

会社基本情報に関する変更内容

運用方法の画面に「償却終了の判断」の設定を追加します。

(1)償却終了の判断：「期首償却超過額を考慮する」

期首帳簿価額と期首償却超過額の合計が償却可能限度額以下である場合は、別表十六において「償却超過額 前期からの繰越額」等が印刷されません。

(2)償却終了の判断：「期首償却超過額を考慮しない」

別表十六において「償却超過額 前期からの繰越額」等が印刷されます。

資産登録に関する変更内容

算出償却額(普通償却限度額)の上書が可能です。

5. プロダクトIDについて (スタンドアロン版のみ)

今回のバージョン(Ver.5.1)よりプログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力していただく手順が追加されます。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。

詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。

6. 動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	WindowsRXP/2000/Me/98 (*1)		WindowsR2000Server WindowsRServer2003 (*1)
メモリ	64MB 以上 (128MB 以上推奨) XP/2000 の場合 128MB (256MB 以上推奨)		256MB 以上
CPU	お使いのOSが推奨する環境以上 (PentiumR 500MHz 以上推奨)		
ディスプレイ	解像度:1024×768 ドット(小さいフォント)以上 WindowsR XP の場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上		
HDD	42MB 以上	35MB 以上	10MB 以上
データ容量	登録数×1MB(*2)	-----	登録数×1MB(*2)
最大用紙サイズ	B4		
プリンタ	レーザープリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く) (*3)		

(*1) : Windows® Server 2003は、サーバ用として使用する場合のみ動作保証します。クライアント、スタンドアロン版用として使用することはできません。また、クライアントはWindows®XP/2000Professionalをご使用下さい。

(*2) : 約1会社100資産の容量です。

(*3) : カラープリンタはEPSON製が対象です。